特別養護老人ホーム眺峰園ユニット型指定短期入所生活介護
及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護運営規程

第１章　総則

（趣旨）

第1条　この規程は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が設置する特別養護老人ホーム眺峰園が、ユニット型指定短期入所生活介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）を適正に運営するために、島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日島根県条例第64号）第164条及び島根県指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日島根県条例第65号）第157条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条　事業を行う事業所（以下「事業所」という。）は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニット（少数の居室及び当該居室に隣接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所をいう。以下同じ）において利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）第8条第9項に規定する短期入所生活介護及び法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護（以下「サービス」という。）を適切に提供することを目的とする。

（事業所の運営方針）

第3条　事業所は、次に掲げる運営方針に基づきサービスを提供するものとする。

(1)　利用者の選択と自己決定を尊重し、その権利を擁護するとともに、個人の尊厳に配慮した個別サービスを実施し、選ばれる施設を目指していく。

(2)　地域の関係機関との連携強化に努めるとともに、関係法令や社会的ルールを遵守し、積極的な情報開示と情報提供を行い、開かれた施設を目指していく。

(3)　職員の質の向上と専門性を高め、より質の高いサービスを提供できる施設を目指していく。

(4)　福祉ニーズを的確に把握し、地域福祉向上のために積極的に対応していく。

(5)　事業の持続的発展を図るため、法制度改正等の情報収集を行うとともに事業実施体制の改善を行い、安定的な財務基盤の確立を図る。

（事業所の名称及び所在地）

第4条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名　称	所　在　地
特別養護老人ホーム眺峰園	島根県大田市川合町吉永 1025 番地 1

（利用定員）

第5条　サービスの利用定員は、10 人とする。

2　ユニットの数は 8 ユニット（併設するユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するユニットを含む。）とし、1 ユニットの利用定員は 10 人とする。

3　事業所の長（以下「管理者」という。）は、前 2 項に規定する利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害等やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第 2 章　職員の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種及び員数）

第6条　事業所に次の職員を置く。ただし職員は、併設するユニット型指定介護老人福祉施設の職員を兼務するものとする。

(1)　管理者　1 人
(2)　事務職員　3 人
(3)　医師　2 人
(4)　生活相談員　2 人
(5)　介護支援専門員　2 人
(6)　介護職員　50 人（うち、ユニットリーダー8 人）
(7)　看護職員　5 人
(8)　機能訓練指導員　1 人
(9)　管理栄養士　1 人
(10)　調理員　7 人
(11)　警備員　3 人

（職員の職務内容）

第7条　職員の職務は、次のとおりとする。

(1)　管理者は、事業所の業務を統括し、職員を指揮監督する。

(2)　事務職員は、会計事務、給与事務その他の庶務を行う。
(3)　医師は、利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。
(4)　生活相談員は、利用者の生活全般についての相談、援助業務等を行う。
(5)　介護支援専門員は、利用者のサービス計画に関する業務等を行う。
(6)　介護職員は、利用者の日常生活に必要な介護等を行う。
(7)　看護職員は、利用者の健康管理、保健衛生業務等を行う。
(8)　機能訓練指導員は、利用者の身体機能の維持・改善等のための訓練を行う。
(9)　管理栄養士は、献立作成、利用者の食事全般に関する栄養指導等を行う。
(10) 調理員は、調理業務を行う。
(11) 警備員は、夜間及び休日の防犯、防災のための警備を行う。

（職員の勤務体制等）
第8条　利用者に対し適切なサービスを提供するため、職員の勤務体制は次のとおりとする。
(1)　昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を配置するものとする。
(2)　夜間及び深夜については、2ユニットごとに常時1人以上の介護職員を配置するものとする。
(3)　ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置するものとする。
2　前項に規定する職員の勤務体制は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団職員就業規則（平成12年5月26日規程第3号）の定めるところによる。
3　管理者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保するものとする。

第3章　サービス提供の開始及び終了

（サービス提供の開始）
第9条　管理者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスを提供するものとする。
2　管理者は、サービスの提供を求められた場合は、サービスの利用を申し込んでいる者（以下「利用申込者」という。）の提示する介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）によって、被保険者資格、要介護又は要支援認定の有無及び有効期限を確かめるものとする。

3　管理者は、前項の確認において要介護及び要支援認定を受けていない利用申込者については、その者又はその家族等の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
4　管理者は、定員に達している場合又は利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難である場合その他正当な理由がある場合を除いては、サービスの提供を拒まないものとする。
5　管理者は、第2項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、サービスを提供するよう努めるものとする。
6　管理者は、サービスの提供の開始を決定したときは、当該利用を決定した者（以下「利用者」という。）又はその家族等に対し、この規程の概要、その他利用者のサービスの選択に資すると認められる事項を記載した文書を交付して説明を行い、文書により同意を得た上でサービス利用契約を締結するものとする。
7　管理者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（サービス提供の終了）
第10条 管理者は、利用者が前条第6項に規定するサービス利用契約で定める契約の終了事由に該当する場合若しくは契約の解約又は解除が行われた場合には、サービスの提供を終了するものとする。

第4章　サービスの内容及び利用料等

（サービス計画）
第11条　介護支援専門員は、利用期間が概ね4日以上継続する場合、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画（以下「サービス計画」という。）を作成するものとする。
2　介護支援専門員は、サービス計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
3　介護支援専門員は、サービス計画を利用者又はその家族等に説明し、文書により同意を得るものとする。

（サービスの内容）
第12条　サービスの内容は、次のとおりとする。
(1) 離床、着替え、整容その他日常生活上必要な介護
(2) 1週間に2回以上の入浴又は清拭
(3) 心身の状況を踏まえた排せつに必要な援助

(4) 利用者の心身の状況及び嗜好に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供
(5) 日常生活上必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練の実施
(6) 医師及び看護職員による健康管理
(7) 利用者又はその家族等からの相談に対する必要な援助
(8) 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に関するレクリエーション、行事等の実施
(9) 利用者の心身及び家庭の状況により送迎が困難な場合実施する送迎

（通常の送迎の実施地域）
第13条　通常の送迎の実施地域は、大田市内とする。

（利用料等）
第14条　管理者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、利用者又はその家族等から利用料の一部として、当該サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から事業所に支払われる居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
2　管理者は、前項に規定する利用料のほか、別表に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。ただし、食事の提供及び居住に要する費用について利用者が市町村から介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は、当該認定証に記載された負担限度額の支払を受けるものとする。
3　前条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用として、実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり37円の支払を受けるものとする。
4　管理者は、前2項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族等にあらかじめ説明し、文書により同意を得るものとする。

第5章　サービス利用上の留意事項

（サービス利用に当たっての留意事項）
第15条　利用者は、サービス利用に当たっては次の事項に留意しなければならない。
(1) 事業所の居室、共用施設、共用設備及び敷地をその本来の用途に従って利用すること。
(2) 事業所及び事業所の設備を故意に滅失、破損、汚損し、又は無断で仕様変更しないこと。
(3) 利用者相互の親睦を図り、事業所内の風紀秩序の維持に努めること。
(4) 他の利用者に対し、勧誘、強要その他の迷惑行為を行わないこと。
(5) 火気の取扱いに注意すること。

(6) 外出する場合は、管理者にその旨を届け出ること。

第６章　緊急時等における対応方法

（緊急時等における対応方法）

第16条　サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他緊急事態が生じた場合は、管理者が別に定める対応方針により対応するものとする

第７章　非常災害対策

（非常災害対策）

第17条　管理者は、非常災害に備え、火災、風水害、地震等の災害に対する消防計画を定め、職員に周知徹底するものとする。

2　管理者は、前項に規定する消防計画に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3　管理者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するとともに、訓練の実効性が高まるよう、消防関係者の参加を促すものとする。

第８章　虐待の防止のための措置に関する事項

（虐待防止及び身体拘束廃止のための措置）

第18条　管理者は、利用者に対する虐待を防止し、及び身体拘束を廃止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

2　管理者は、虐待が発生した場合は、速やかに市町村に通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3　第１項に規定する委員会についての必要な事項は、管理者が別に定める。

第９章　その他施設の運営に関する重要事項

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第19条　管理者は、事故の発生又はその再発を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

2　管理者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3　第１項に規定する委員会についての必要な事項は、管理者が別に定める。

（苦情処理）

第20条　利用者及びその家族等からの苦情の処理については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団苦情解決実施要領（平成21年6月15日要領第4号）の定めるところによる。

（感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための措置）

第21条　管理者は、感染症及び食中毒の予防及びまん延を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

2　管理者は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、実際に感染症が発生した場合を想定した対応訓練を定期的に行うものとする。

3　第1項に規定する委員会についての必要な事項は、管理者が別に定める。

（協力医療機関）

第22条　事業所の協力医療機関の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名　称	所　在　地
大田市立病院	島根県大田市大田町吉永1428番地
楫野歯科医院	島根県大田市大田町ロ335-乙

（秘密保持等）

第23条　管理者は、職員及び職員であった者が、職務上知り得た利用者及びその家族等に関する一切の秘密を他に漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

2　管理者は、事業所が保有する利用者及びその家族等の個人情報については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年5月25日規程第1号）に基づき、適切に管理するものとする。

（地域との連携）

第24条　管理者は、事業所の運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図り、地域との交流に努めるものとする。

（記録の整備）

第25条　管理者は、事業所の設備、職員及び会計に関する記録、利用者に対するサービスの提供に関する記録その他必要な記録を整備し、社会福祉法人島根県社会福祉事業団文書等管理規程（平成18年3月23日規程第6号）に定める期間保存するものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

この規程は、平成13年2月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（利用者が負担する費用）

(1) 食事の提供及び居住に要する費用（1 日につき）

食費	朝食	295 円
	昼食	580 円
	夕食	570 円
施設が提供する特別な食事に係る費用		実費
施設外の飲食店からの出前・購入及び外食の費用		実費
滞在費		2,006 円

(2) その他日常生活上必要な費用

個人用の日用品	実費
理美容代	実費
その他提供される便宜のうち、利用者に負担させることが適当であると認められるもの	実費